



自転車の安全利用の促進！

自転車月間～関連メールマガジン第2号

自転車の安全利用に関する疑問？



を解消しましょう！



～交通ルール（その2）～

Q. どのような場合に、歩道を通行することができますか？

A. 次の場合には、歩道を通行することができます。

- 歩道通行可を示す標識等がある場合
- 運転者が
 - ・ 13歳未満、70歳以上
 - ・ 身体障害者

の場合（標識等に関係なく）



【自転車歩道通行可】

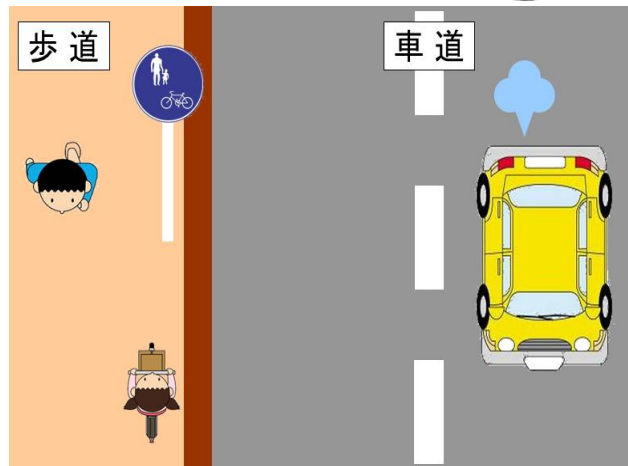
- 道路工事や駐車車両などで道路の左側端を通行することが困難な場合、交通量が多く道路幅が狭いために接触事故の危険がある場合などで自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合



Q. 歩道を通行する場合、どの部分を通行すればいいの？

A. 歩道を通行する場合には、車道寄りの部分を徐行して、歩行者の通行を妨げるような場合には一時停止しなければなりません。

歩道でほかの自転車と離合するときは、速度を落として安全な感覚を保ち、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。



次号は、横断歩道の通行等について説明します！